

## 議案第51号

### 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第5条関係）

1・2 略

3 人工授精料及び体外受精料

区分		金額
略		
体外受精	採卵	1件につき 44,550円
	採精	1件につき 7,150円
	顕微授精	1件につき 38,500円
	初期胚培養	1件につき 42,900円
	胚盤胞培養	1件につき 56,100円
	新鮮胚移植（凍結未受精卵子を用いた新鮮胚移植を含む。）	1件につき 35,200円
	胚・未受精卵子凍結保存	1件につき 44,000円
	融解胚移植	1件につき 66,000円
	未受精卵子融解	1件につき 42,900円
	精子凍結保存	1件につき 38,500円

別表第1（第5条関係）

1・2 略

3 不妊治療料

区分		金額
略		
体外受精	採卵・採精	1件につき 51,700円
	顕微授精	1件につき 38,500円
	初期胚培養	1件につき 42,900円
	胚盤胞培養	1件につき 56,100円
	新鮮胚移植	1件につき 35,200円
	受精卵凍結保存	1件につき 44,000円
凍結受精卵融解・移植		1件につき 66,000円
精子凍結保存		1件につき 38,500円

4～11 略

備考 略

4～11 略

備考 略

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。